

議案第13号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

日出町長 本田 博文

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和40年日出町条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町職員の服務の宣誓に関する条例

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「第2号」を「様式第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

第4条の見出しを「（県費負担教職員の宣誓）」に改め、同条中「第2条及び前条」を「県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。）の宣誓については、前2条」に、「とあるは、県費負担教職員については」を「とあるのは、」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 理 由

会計年度任用職員に応じた服務の宣誓を行うため、条例を整備したいので提出する。